

○古河市障害者基本計画策定委員会設置要綱

令和4年3月23日

告示第60号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく古河市障害者基本計画（次条において「計画」という。）を策定するに当たり、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、同条第6項の規定に基づき障害者その他の関係者の意見を聴くことを目的とした古河市障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、古河市障害者自立支援協議会設置規則（平成20年規則第4号）に基づき設置する古河市障害者自立支援協議会の委員をもって組織し、市長が当該委員を委員会の委員（以下「委員」という。）として委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務の終了の日までとし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員長以外の委員の過半数をもって決し、可非同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見、説明等を聴くことができる。

5 委員長は、会議を公開することができる。

（書面による調査審議）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により会議を招集することができないと委員長が認めるときは、委員に書面を送付し調査審議することをもって会議に代えることができる。

2 前項に規定する書面による調査審議を行ったときは、委員長はその後に招集される最初の会議において、調査審議の結果を報告しなければならない。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の場合について準用する。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、障がい福祉課に置く。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集

する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。